

障害児と家族に対する象徴的相互作用

—教育における心理的作用の一考察—

前 川 洋 子

Symbolic interaction use for handicapped children and families
—A study of psychological effects in education—

Youko Maekawa

豊岡短期大学 論集

第 14 号 別 冊

平成 30 年 2 月 28 日 発 行

障害児と家族に対する象徴的相互作用

—教育における心理的作用の一考察—

Symbolic interaction use for handicapped
children and families

—A study of psychological effects in education—

前川 洋子

Youko Maekawa

はじめに

近年、保育現場で「気になる子」障害をもっているかもしれないという所謂グレーゾーンの子どもが増えてきたという声を多く聞く。情報化時代であるがゆえに保護者がもつ障害についての情報は多く、関心が高い親たちは「障害」の有無に敏感であり不安を抱いている。平成20年告示の保育所保育指針には「保育士の専門性を生かした保護者支援」の必要性が明記されており、保育に関する専門的知識と技術を持って保護者に寄り添い、保護者の求めている問題や課題に対して援助することが重要視されている。このように保育士がソーシャルワークやカウンセリングの力を身に付けるべきとされ、保育士養成課程では「障害児保育」・「相談援助」・「家庭支援論」・「保育相談支援」などの科目を関連付けながら障害児とその家族に対する特別な支援を学ぶ。しかし保育者は保育の専門性を有するが、特別支援に対応する医学的知識や心理的支援の専門家ではないため、時折現場が混乱することがある。本研究は保育士養成校における学生が「障害」を理解する上で起きる象徴的相互作用に着目し、教育における障害児の家族に寄りそう心理的支援の一考察である。以下、本論では厚生労働省が示す「障害」の標記に準ずる。なお筆者の考察、感想箇所では「障碍」と表記とする。

1. 問題と目的

保育者養成校の学生は「障害児保育」をはじめ複数の福祉隣接科目を学ぶ。理想的な保育者像を描きながら自身の保育者像を形成していく。筆者は保育観を構築していく過程で特別なニーズ要支援・特別な支援・個々に応じた・一人ひとり、といったキーワードに過度な特別視や間違った同情に陥る可能性も孕むのではないかと考える。実際に保育現場を経験する実習後、学生が経験した体感と養成校で学ぶ障害児とその家族への対応に隔

たりを感じて実習を終える学生も少なくない。内在化される「障害」の意識と理想の保育者像との対峙より、保育学科学士の障害観の課題を提起する。また、特別の支援を必要とする子どもと家族を理解し「障害」の捉え方を考察することよりインクルーシブ教育の理念を含めた心理的支援の追求を目的とする。

2. 保育士養成課程の「障害児保育」「社会福祉」「相談援助」「家庭支援論」「保育相談支援」等科目

(1) 隣接する科目のイメージ (図1)

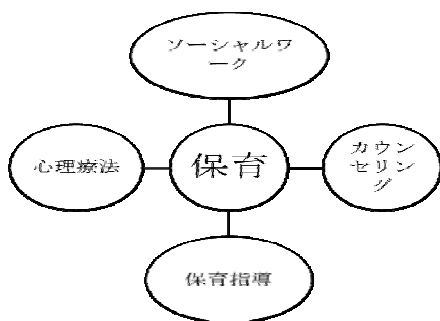


図1

保育を中心に複数の心理支援を基とする科目
 保育相談支援は保育指導に該当
 外在化された問題に対応する科目＝ソーシャルワーク
 (社会福祉)
 内在化された問題に対応する科目＝心理療法

図1 (出所: 柏女霊峰・橋本真紀 (2013) 保育相談支援 ミネルヴァ書房 p46 図3-1 より参照 筆者独自の図を構成)

隣接する科目の関連性や整合性に配慮しながら学ぶ。障害児保育は子どもを対象とした子どもの生活場面で身体的、精神的、社会的な側面の援助を直接・具体的に行う方法のケアワークである。

(2) 子どもの最善の利益と保護者を支える社会福祉の実現に向けて (図2)

i) 子どもを取り巻く相互的な環境

図2 (子どもを取り巻く環境のイメージ)

子どもと保護者、子どもと地域、子どもと社会の相互における関係を保育士は家庭や地域の様々な社会資源と連携を取りながら直接的な関わりをもつため、保護者の不安や課題を保育所や行政、国へフィードバックする役割を担う。

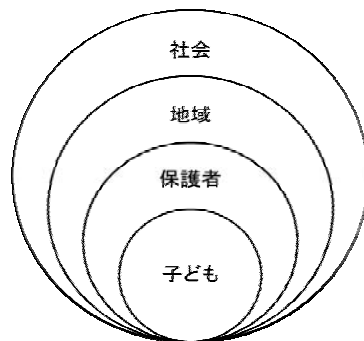


図2

また、保護者を支えるために、保育士が有する保育の技術や知識を実践的に活用する傾聴をはじめ行動見本の提示、体験の共有や提供など相談の技術を駆使しながら保育士ならではの発達援助、関係構築、遊びを展開する技術などの方法がある。

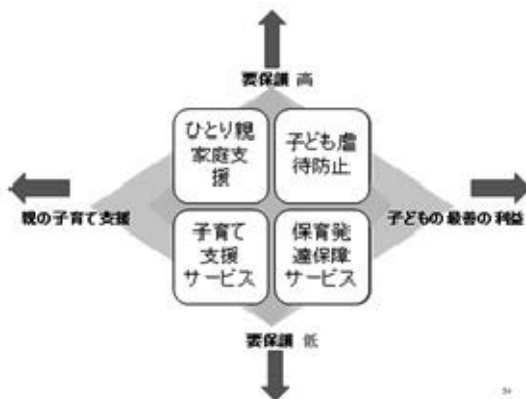


図3

ii) 子どもに対する要保護高低と親に対する要保護の高低 (図3)

障害をもつ子どもと親はどちらも要保護が高い。障害をもつ子どもの家族は様々な子育て負担感を持ちやすく虐待に繋がることもあるため、保護者の葛藤や苦悩に寄り添う十分な共感が必要。

図3 (出所: 柏女霊峰・橋本真紀 (2013) 保育相談支援 ミネルヴァ書房 p15 図1-1 より参照 筆者独自の図を構成)

(3) 統合保育

障害をもつ子どもと定型発達の子どもの一緒に保育すること。幼児のころから互いに自然に存在の理解を深めていくことをねらいとしている。障害をもつ子どもにとって刺激を受けて成長し積極的な社会参加の礎となる。障害が連続性をもっていることから近年は分離でもない統合でもないスペシャル・ニーズ・エデュケーションという考え方が出てきている。

生まれて間もない時から関わる保育士は保育の中でいち早く子どもの発達の遅れや生活困難を発見できる立場にいる。子どもの最善の利益から一人ひとりのニーズに応じた保育、インクルージョンという視点からだと障害の有無にはとらわれない。しかし都内N区の障害児保育は障害の程度が中程度以下の集団保育が可能な児童が対象とされている。地域型保育事業等では原則障害児保育は実施しておらず、公立園の受け入れ可能人数は定員3名(0~2歳児は1名、3歳児クラス以上は1クラス2名まで。児童にとって心身の負担が大きいと認められた場合は保育時間短縮。事前保育を2日間実施し必ずしも入園可ではない。子ども一人ひとりに応じた結果、受け入れ体制が整わないと判断された場合は入園できず、障害児保育の課題の側面がある。

「インテグレーション」は「統合教育」と訳されるが日本語で「統合教育」といった場合「インテグレーション」「メインストリーミング」「インクルージョン」の概念が入り混じる。交流と統合が混じった意味合いで用いられることが多い。果たして保育に携わる人々のどれくらいの割合でしっかりと区別して説明できるであろうか、統合教育・統合保育の定義が曖昧である限り障害のイメージに幅をもたらしことは想像に難くない。社会全体はさる事ながら、保育士養成校の学生がどの程度、理解しているか、残念ながら多くは期待できないとを感じる。実際に統合保育の稼働率はさほど高くない。障害をもつ子どもの権利である統合保育について科目で学ぶことと現実乖離のひとつを垣間見ることができる。深層に「障害児と家族」に対する言葉の象徴的相互作用は定義を学ぶところから始まっているのではないかと考えられる。

3. 障害者の定義

障害は身体・知的・精神（発達障害を含む）の3つに分類されるが同じ障害でも個人差は大きく身体障害と知的障害を併せ持つ（重複障害）の場合もあり症状は多岐にわたる。世界保健機構（WHO）は1980年の国際障害分類（ICIDH）から「国際生活機能分類（ICF）」2001'に改定した。ICFでは機能障害ではなく「心身機能・構造」、能力障害でなく「活動制限」、社会的不利ではなく「参加制約」¹⁾である。これに伴い分類全体の名称も「生活機能・障害・健康の国際分類」というように生活に関わる全てを対象としている。人が生きていく上での障壁を個人の障害として捉えるのではなく、個性と周りの環境の関わりを総合した個別性をもった適切な支援を基調とする。これらを保育士養成校の学生は「社会福祉」隣接科目で学ぶ。ICIDHからICFに変化してきたように障害がマイナスではなくできることの観点でプラス面に着目する新しい考え方である。世界的に「障害」の概念が移行してきている中、日本でも近年障害者の権利に関する条約の締結に向けて法整備に動きだした。

4. 障害者差別解消法

平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が制定された。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度のひとつとして全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成25年6月にいわゆる「障害者差別解消法」が制定され、平成28年施行令（平成28年政令第32号）及び施行規則（平成28年内閣府令第2号）により平成28年4月1日から施行された。²⁾ このような法律が制定される背景には障害者が生き難い事実が歴然と横たわる。国は基本的には「障害」と標記しているが、保育者の心得の第1歩として、多くの保育士養成学校では障害の標記の方法も「害」ではなく「障がい」または「障碍」を使う意義や社会的背景を学んでいる。

5. 調査方法

i) 対象者（表1）

保育士養成学校（大学・短大・専門学校）の2年生（本演習授業に出席していた学生数）

男73名・女313名 計386名=N—①

授業に出席した学生386名のうち保護者（父親）（母親）である学生の内訳

男0名・女31名 計31名=N—②

表1

学生 M	学生 F	合計N（人）—①
73	313	386

【保護者 M/ 学生 M】	【保護者 F/ 学生 F】	【合計保護者 / 合計学生】N（人）
0/73	31/313	31/386 —②

ii) 調査期間

平成 26 年～28 年（保護者である学生 28 年に調査）

iii) 調査方法

調査質問紙（自由記述）回収率 100%

iv) 手続き

- ①）WHOによる障害の定義、日本における障害者に関わる法律の変遷、障害者差別解消法の解説、保育における障害児に関する統合保育について、本研究の実験を始める前に概要レベルのオリエンテーションを行う。
ここでは筆者の考えや意見を挟まず定義、法律の変遷、統合保育の意義のみを解説。
- ②）学生に日本流奈君と家族の属性や出版物、活動状況を説明する。
- ③）2003.4 放送されたNHKスペシャル「奇跡の詩人～11歳脳障害児のメッセージ～」ビデオを視聴する。
- ④）視聴後、5～6人グループを構成し、互いに感想を述べ合う。（グループワークを行う）
- ⑤）学生に記名した上で自由記述としたリアクションペーパーを書かせる。
- ⑥）学生に一旦提出させ回収する。
- ⑦）学生は筆者からこの家族に対して様々な意見、科学的根拠に基づいた意見 賛否両論などの紹介を受ける。
- ⑧）再度、グループワークのメンバー同士で感想を述べ合う。（グループシェアリングを行う）
- ⑨）先ほど提出した初回インプレッションが書かれたリアクションペーパーを学生に戻す。
- ⑩）再度、自由記述としたリアクションペーパーを書かせる。
- ⑪）各グループで出た意見や感想を発表させる。（クラス全体でシェアリングを行う）
- ⑫） 標記を含め「障害」という言葉に象徴的イメージがあるのではないか？内在化されている意識を分析することで保育者としての心理的支援を考察したいという筆者の研究姿勢を伝えた上、自由記述回収とデータとして収集の許諾を得る。 また匿名でデータの引用と公開の承諾を得る。
- ⑬）視聴直後の学生の感想と自由記述を分析、考察。
- ⑭）様々な見方の紹介を受けた後の反応を自由記述より分析、考察。
- ⑮）母親学生の2度目の自由記述内容を分析、考察。
- ⑯）障害児と家族に対する「障害」という言葉の象徴的相互作用を考察。
- ⑰）独身学生及び母親学生の属性の影響を考察。
- ⑱）保育者として福祉従事者として障害児と家族への心理的支援を考察。

6. 結果 ～障害児のイメージ・その家族のイメージ～

（1）視聴直後の反応

保育学科生に「NHKスペシャル「奇跡の詩人～11歳脳障害児のメッセージ～」を見たことがある、もし

くは日本流奈君と家族のことを知っているか」という間に、ほとんどの学生の反応はなかった。既に知っている学生は調査をした数年間毎年、数名いたが、ほとんどの学生は家族のことは定かではない印象と彼のことを天才児と認識していた。

学生たちは筆者から日本流奈君の家族と登場人物の概要、日本家族が発表している活動報告の説明を聞いた後、番組の要所を筆者が編集したビデオを視聴。視聴後の反応が保育士養成校における独身男女保育学科生（以下、独身学生と表記）と保護者である学生（本調査では母親のみのため、以下、母親学生）では異なる反応が現れた。医療保育学科生と比較した前川の先行研究（2015' 日本教育カウンセリング学会）では医療保育学科生は視聴開始まもなく懐疑的な反応と筆者に対する質問が飛びかい次第にビデオに集中しなくなっていく。嘲笑を浮かべる学生も見られた。³⁾ が本研究ではビデオ視聴中の保育学科生に嘲笑や懐疑的な姿勢は見られなかった。筆者が視聴後、記名でリアクションペーパーを提出してもらう旨を伝え、学生は自由記述の形で感想を書いた。そしてグループで思い思いに感想を述べあった。この時点で独身学生と母親学生との間に差異は見られなかった。多分「素晴らしい!」「感動した!」「ご家族の愛に感銘を受けた」「障害を受け入れて努力する流奈君の姿に感動した」と涙する学生もいた。

(2) 2度目の自由記述

記名されたリアクションペーパーを一旦提出、回収した後、筆者からこの家族に対する科学的根拠に基づいた意見、賛否両論などの紹介を受けた時点で独身学生と母親学生との間に異なる反応が現れた。

様々な意見を受けた独身学生の中には即、怒りや不満を抱きながら応戦の態度で質問が次々と出た。筆者はあくまでも日本家族が出版している中に書かれていること、賛否の意見がある事実とその根拠を紹介した。科学的見解があることを知った後の学生同士の話し合いの中で、学生は心の機微を引き裂かれた感じ。あふれる思いを次々と発言する学生の中に同じ思いをしていた仲間がいることを確かめては安堵している様子であった。「ドッキリ番組に引っかかってしまった」とふざけ半分悔しそうに怒りや不満を吐露する学生や不信感を抱きながらも自分の心の整理と事実の整合性を取ろうとしている表情の学生も見受けられた。

二度目の自由記述の際は様々な葛藤の後であり、また演習目的を理解した後であったため評価、賛否、正解にとらわれず素直にペンが走り、学生たちの心情吐露の様子がうかがえた。その一方で母親学生の中には黙り込み嗚咽する学生、その姿が連鎖するように泣き出す母親学生が数名現れた。

彼女たちの2回目のリアクションペーパーからわかる反応の中で独身学生と異なる感想は、社会的見解の感想や意見（表1）、母親以外の父親・妹への思い（表2）、母親と自身を重ねる（表3）、情緒的な反応（表4）に大別できる。

以下母親学生に見られた顕著な感想の一部抜粋である。障害標記については学生の記述のままを掲げる。

・社会的見解

障がい児の存在、支援方法についてとても考えさせられました

「障害」の様々な偏見を考えた

生きづらい障害者は不幸なのかもしれない
障害をもつ子どもとその家族への援助は世の中の理解と温かい眼差しが必要
障害者を差別しない
家族を支援する周りが必要だった
地域や福祉の資源、専門家のアドバイスがなかったのか自身が拒否したのか気になります
社会保障制度や社会福祉のあり方、家族援助の限界を感じた

表 1

・母親以外の父親・妹への思い

妹の現在がとても心配です
父親はなぜ仕事をやめたのか、無責任ではないか、それもと母親と同じなのか許せません

表 2

・映像の母親と自身を重ねる

同じ母親として共感します
お辛い状況の中よく頑張っていると思います
親の思いが先走ってはいけなかったと思った
子どもの可能性は信じたいが母親には共感しない
母親の子どもに対する愛情が深いがあまりに母親が精神的に追い詰められてしまうのがわかる
子どもを失った時のような絶望感
母親がかわいそう

表 3

・情緒的感想

どうしたら良いのか答えがみつかりません
この家族に幸あれ
このご家族のことを思うと胸が締め付けられます
人間は平等です
命の大切さを実感しました
家族のあり方や幸せは人それぞれなので本人たちがそれで良ければ良いのではないのでしょうか
障害者を差別見下しているようで不快だった
なぜこの障がい児と家族を授業で取り上げたのか
先生の意図がわかりません
クラスメイトの反応に嫌悪感を抱いた

表 4

7. 考察

2003.4 NHKスペシャル「奇跡の詩人～11歳脳障害児のメッセージ～」が放送された頃、調査対象の独身学生たちは小学生であり、母親学生も一時期この家族が注目されていたことをあまり知らないため先入観なく受けることができた。

1度目の自由記述では視聴後に「記名した上でリアクションペーパーの提出」というのが保育学科生の心の揺れを誘発し、内包されたと考えられる。2度目の自由記述では保育学科生の多くが1度目と顕著な差が出た。初回の提出においては評価されることを少なからず意識し、「社会的弱者なのだから障害児には優しくしなければならぬ」「家族は頑張っている」「努力家の素晴らしい人々である」このように回答することが良い回答だと思ふ根拠をどこかに持っていた。と後の自由記述にカミングアウトする学生が数名いた。素直に気づきを体得し自身の葛藤と対峙した様子を記述に起こしている学生が数名いた。初回のリアクションペーパー提出時には障害児及び障害児をもつ家族の姿のイメージがステレオタイプに傾斜していたのである。

また、「障害」に対する日本の福祉、社会保障制度、家族支援のあり方など社会的見解、障害児をもつ家族の二次的障害の懸念、特に妹については同情なる感想や母親への嫌悪は全体的に多く見られたのは「障害児保育」、「社会的養護内容」、「家庭支援論」、「保育相談支援」などの科目を履修し、障害と社会福祉と保護者支援を学ぶ学生ならではの傾向だと思われる。「障害」という言葉がもたらす象徴的なイメージと学生同士の相互作用が内包されている障害児観に影響を及ぼしたと考えられる。

誤解がないように申し添えるが、ビデオの障害児やその家族を中傷し、真偽を追求することが目的ではない。保育学科生が抱く象徴的な「障害児とその家族」を有意味づけし、葛藤さえ内包してしまっているのではないか、ということが懸念されるのである。保育学科生のみならず、私たちの中に「障害児とその家族像」があり自身に意味を指示し解釈することによって自らの行動や相互作用を選択、調整し主観的に意味付けられた思考と行動が発生してはいないか。しかしその一方で出生前診断や中絶の正当化の傾向は倫理でははかれない生きづら現実を表している。この裏表観が母親学生の心を大きく揺さぶった。子育て中の当事者だからこそ母親の気持ちを自身に重ね、情緒的感想が吐露されたのだと考えられる。個別の事例、個々の家族に寄り添う心理的支援は保育の専門的立場から丁寧かつ包括的でなければならない。情緒的支援は子どもの最善の利益とニーズに必ずしも応えきれない可能性も孕む。保育士養成校で特別支援教育における特別の支援を必要とする幼児及び児童、生徒に対する理解「障害児」の捉え方を学ぶことは今後益々社会的背景も合わせながら必要性は高い。また福祉従事者としての資質を問われることにもなるであろう。

おわりに

内閣府は障害者に対する国民の意識を把握するため平成29年9月全国の18歳以上の男女3,000人を対象に世論調査を行い同年9月30日「障害者に関する世論調査」を発表した。

「世の中には障害者への差別や偏見があると思う」と答えた人が50.8% 「ある程度はあると思う」33.1% 合わせて83.9% 80%余りの人が「障害のある人に対して障害を理由とする差別や偏見がある」

と」回答しているのである。

また差別をなくすために国や自治体に対し必要な施策を実施することを義務づけるなどした「障害者差別解消法」が昨年4月に施行されたことを知っている人は21.9%にとどまった。

2016年7月26日、相模原市の知的障害者施設で殺傷事件があり19人の命が奪われた。重度の障害者は生きている価値がない、などと福祉従事者である犯人が起こした事件は社会問題にもなったが、今回の内閣府の調査では、残念ながら法律の周知や啓蒙活動が行き届いていない現実や障害者に対する国民の意識が未だ未成熟であることを裏付ける結果となった。奇しくも本研究の最中、保育士を志し福祉を学んでいる学生、保育士養成校教員として自身を振り返る機会となった。今後も「障害」がもつ他の葛藤事例についても分析を進め、新たな知見を得たい。

引用文献

- 1) ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改訂版 単行本 中央法規出版 2002/8/1 障害者社会福祉研究会（編）厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html> (2017. 10. 2 現在)
「国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—」（日本語版）の厚生労働省ホームページ掲載について
- 2) 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html> (2017. 10. 2 現在)
「障害を理由とする差別の解消の推進」
- 3) 前川洋子 保育士養成校における学生の象徴的相互作用研究～障害児とその家族に対して～
日本教育カウンセリング学会大13回研究発表論文集 pp55-56 2015

参考文献

- 1) 柏女霊峰・橋本真紀 編 保育相談支援 p15 p46 ミネルヴァ書房 2013
- 2) 七木田敦 特別な配慮を要する子ども 日本保育学会（編）保育学講座3 保育のいとなみ：子ども理解と内容・方法 東京大学出版会 2016
- 3) 柏女霊峰・橋本真紀 増補版 保育者の保護者支援—保育相談支援の原理と技能 フレーベル館 2010
- 4) 日木流奈 ひとが否定されないルール～妹ソマにのこしたい世界 講談社 2002
- 5) 滝本太郎・石井謙一郎 異議あり！「奇跡の詩人」 同時社会 2002
- 6) 那須寿 クロニクル社会学 有斐閣アルマ 1997

付記

本論文は日本教育カウンセリング学会第13回研究発表大会で発表した内容を基盤に更に保護者（母親）である保育学科生を対象に研究を進めたものである。

